

2

2016年4月18日、金融審議会のディスクロージャーワーキング・グループ（以下、WG）は、企業と投資家の対話促進に向けた報告書を公表した。

報告書の内容の柱は、決算短信の大幅簡素化など「制度開示の内容の整理・共通化・合理化」「非財務情報の開示の充実」「株主総会日程の設定容易化」である。

決算書の構成数値を用いて各種の経営分析とアドバイスを求められることもあるFPにとっても、財務諸表がどの時点で開示されるようになるのかなど、今後の企業情報開示の見直しの議論を注視すべきであろう。

なぜ見直しが必要か

企業の事業活動のグローバル化等による経営課題の複雑化、上場企業の株主構成の大きな変化（海外機関投資家の比率の増加等）などを背景として、企業

と投資者間の建設的な対話を促進する必要性が高まっている。

報告書では、この建設的な対話を実現するため、その基盤となる企業情報の開示について、以下の見直しを求める意見があるとしている。

○開示内容

自由度を高め、例えば、事業報告・計算書類と有価証券報告書について、同種の開示項目・内容を共通化する。欧米にみられるような、有価証券報告書と株主総会資料の共通の内容または一体的な書類としての開示など、投資者にとってよりわかりやすい開示にする。

また、非財務情報である企業の経営方針・経営成績等の分析等の記載を拡充する。

○開示の日程・手続き

情報提供の早期化や適切な株主総会日程の設定などにより、投資家が株主総会の議案の検討や対話をさらに充実させることができるようにすることや、株

主総会招集通知関連書類の電子化を進める。

2 開示内容に関する具体的な見直しの方向性

①決算短信

決算短信の情報開示の意義は速報性にある。ところが、現状では、約4割の上場会社が監査後に決算短信を公表しており、その内容がすでに定まっているにもかかわらず、迅速に公表されていないケースもあるとの指摘があった。

これを踏まえ、報告書では、決算短信公表前に監査・四半期レビューが不要であることを改めて明確化すべきとの意見でまとまった。

また、開示情報の速報性がそれほど求められていない項目については、決算短信で記載せず、有価証券報告書および四半期報告書で記載すべき旨が提案された。

一方で、記載を要請する事項

●各開示書類の目的および役割

	決算短信	事業報告・計算書類	有価証券報告書
目的	重要な会社情報を投資者に適時に提供	株主・債権者に対する情報の提供	投資者の投資判断に必要な重要な情報の提供
開示方法	電子開示（TDnet）	書面の提供（一部電子提供可）	電子開示（EDINET）
決算日からの開示時期（【 】は平均）	決算期末後45日以内（30日以内がより望ましい）【37.0日】※	株主総会開催日の2週間前までに招集通知と共に株主に提供【63.9日】※	事業年度経過後3月以内【87.4日】※
非財務情報	投資者に対して迅速・公平に提供すべき情報	議決権行使に必要な各種情報	事業等のリスクやMD&Aを含む詳細な事業状況等
財務情報	連結財務諸表（日本基準、米国基準、IFRS）	連結財務諸表（日本基準、米国基準、IFRS） 単体財務諸表（日本基準） （相対的に簡略な注記）	連結財務諸表（日本基準、米国基準、IFRS） 単体財務諸表（日本基準） （キャッシュ・フロー計算書を含む）
監査の要否	不要	要	要

※「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」（経済産業省資料）。

出所：金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」（第3回）（2016年2月19日）資料を抜粋

をサマリー情報、業績概要、連結財務諸表と主な注記に限定し、その他の事項は、企業が任意に記載できるとする方向性が示された。さらに、連結財務諸表に関しては、投資者の投資判断を誤らせるおそれがない場合には、決算短信および四半期決算短信の開示時点では開示を行わなくてもよいこととし、開示可能となった段階で開示することが提言されている。

ただし、投資者が必要とする財務情報については、適時に提供されることが望ましい旨も言及されている。

②事業報告等

株主・債権者に対して権利行使のための情報を提供する事業報告・計算書類については、経営団連から提供されているひな形に即している必要はない旨を明確化し、有価証券報告書との記載の共通化や一体化を容易にする方向が示された。

③有価証券報告書

投資家の投資判断に重要な情報を提供する有価証券報告書については、以下の見直しの方向性が示された。

前述の決算短信で記載を不要とされた経営方針については、有価証券報告書の「対処すべき課題及び経営方針等」で、対処すべき課題に加えて経営環境および経営方針、経営戦略等を記載する。

有価証券報告書で記載が求められている「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A：Management Discussion and Analysis）」との記載の重複があることとされる「業績等の概要」「生産、受注及び販売の状況」については、「MD&A」の記載に統合する。

具体的には、「MD&A」に、事業全体およびセグメント別に「経営成績等の状況（生産、受注および販売の状況を含む）」の概要「や」経営者の視点による

シンクタンク研究員による

読み解き！最新制度

Vol.16

決算短信など 企業の情報開示の見直し

経営成績等の状況の分析・検討内容」(中長期的目標に照らした分析・評価の記載も可能)を記載するとしている。

「新株予約権等の状況」「ライツプランの内容」「ストックオプション制度の内容」についても記載の重複排除のため、各欄を統合し、ライツプラン、ストックオプション制度の内容を記載することで、開示項目を合理化することとされている。

そのほか、有価証券報告書の「大株主の状況」の計算では自己株式は控除されていない一方で、事業報告の「上位10名の株主の状況」では自己株式を控除しているため、有価証券報告書でも自己株式を控除し、事業報告との共通化を図っている。

3 開示の日程・手続きに 関する具体的な見直し

株主が上場会社と建設的な対話をを行うにあたり、機関投資家等から「株主総会の開催前に有

価証券報告書を開示すべき」との意見があった。これを受け、報告書では、開示の日程、手続きに係る自由度を高めることで、株主総会までに十分な期間を置いて情報が開示されるなど、対話に資する情報のより適時な開示を促進するとの提言がされている。

具体的には、現状では、国内の多くの3月決算の企業は6月に株主総会を開催しているが、これを7月に開催することが可能となるよう、有価証券報告書・事業報告の「大株主の状況」の記載時点を、現行の決算日から議決権行使基準日に行うことや、株主総会議案の十分な検討期間を確保するため、事業報告・計算書類等の電子化の推進を図ることなどが提言されている。

4 その他

前述のほか、報告書では、以下についても提言している。

①単体IFRSの任意適用の検

討

金融商品取引法では、企業に對して、国際財務報告基準(IFRS: International Financial Reporting Standards)に準拠して連結財務諸表を作成・提出することを認めている。

その一方で、単体財務諸表については、日本基準で作成・提出しなければならない。

報告書では、一部の企業が単体財務諸表についてもIFRSに準拠して作成することを要望していることを踏まえ、「関係省庁において検討が進められることが望まれる」とされた。

②フェア・ディスクロージャー・ルール導入に向けた検討の実施
フェア・ディスクロージャー・ルールとは、企業が公表前の内部情報を特定の第三者に提供する場合に、当該情報が他の投資

者にも同時に提供されることを確保するためのルールである。欧米では制度化されているものの、日本にはこのような規制はない。

報告書では、フェア・ディスクロージャー・ルールが適用される情報の範囲や、例外として特定の第三者への情報開示が許容される場面などを踏まえつつ、ルールの導入につき「具体的に検討する必要がある」との方向性が示された。

③中長期的な視点からの投資判断
企業の開示情報を投資者が中長期的な視点からの投資判断に活用するため、機関投資家による投資先企業との対話等に関する議論、個人投資家のリテラシー向上に向けた教育拡充の必要性を指摘している。



鳥毛拓馬●とりげ・たくま
大和総研主任研究員 A F P
金融・証券税制・金融商品会計を中心に税制、会計制度の調査に従事。著書として、「税金読本」(法人投資家のための証券投資の会計・税務)(いずれも共著 大和証券刊)など。